

指定生活介護事業所等管理者 殿

福岡県福祉労働部障がい福祉課
障がい福祉サービス指導室長
(指 導 係)

指定生活介護事業所等における医師の取扱いについて (通知)

平素より、本県の障がい福祉行政の向上に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18年9月29日厚生労働省令第171号)第78条第1項第1号及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18年9月29日厚生労働省令第172号)第4条第1項第1号の規定により、生活介護事業所又は生活介護を行う障がい者支援施設については、『日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために利用者の障がいの特性等に応じて必要数の医師を配置(嘱託医の配置で可)すること』が求められています。

また、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年9月29日厚生労働省告示第523号)及び留意事項通知により、『指定生活介護事業所において看護師等による利用者の健康状態の把握や健康相談等が実施され、必要に応じて医療機関への通院等により対応する事が可能な場合に限り、医師を配置しない取扱いとすることができることとし、その場合にあっては所定単位を減算するものであること』となっております。

この取扱いについて、どの程度の勤務実態をもって医師を配置していると判断されるかの基準が不明確でありましたので、令和2年4月1日以降の医師の配置について、本県では以下のとおり取り扱うこととしますので、お知らせします。

1 医師の配置について

医師が健康管理や相談、診療等のために毎月1回以上の勤務を行っていること

2 医師未配置(医師未配置減算適用)となる例

- (1) 医師を配置せず、診療や健康診断のために協力医療機関へ利用者連れて行く
- (2) 医師が年に数回、健康診断や予防接種のために来所し、診療等を行う
- (3) 嘱託医契約はあるものの、毎月は勤務実態がない

3 報酬算定に関する届出について

上記1、2を踏まえ、医師が未配置であるにもかかわらず、医師未配置減算の適用を受けてない指定生活介護事業所等で、令和2年4月1日以降も医師の未配置が継続する場合は、所定単位(12単位)を減算することとなります。

減算となる事業所については、介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書を各保健福祉(環境)事務所に令和2年3月31日までに提出をお願いいたします。

4 記録の整備等について

医師の配置については、雇用契約又は嘱託医契約を締結し、出勤簿等で出勤したことが分かるようにしてください。

また、日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行った記録を残してください。

5 従業員の勤務形態一覧表について

今後、従業員の勤務形態一覧表を作成する場合は、必ず配置医又は嘱託医の氏名及び勤務予定を記載してください。

(問い合わせ先)

福岡県福祉労働部障がい福祉課

障がい福祉サービス指導室 指導係

電 話 : 092(643)3312

F A X : 092(643)3304